

Webメディアを活用した情報接触ポイント拡充事業企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「Webメディアを活用した情報接触ポイント拡充事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名 Webメディアを活用した情報接触ポイント拡充事業
- (2) 業務の仕様等 【資料2】仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 委託額の上限 25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本委託額には、戦略策定、メディア・インフルエンサー（KOL含む）のアサイン（出演料等含む）、現地からの渡航費・県内宿泊費・交通費等の招請に係る実費一式、および招請時のアテンド・手配経費、コンテンツ制作、記事掲載、SNS拡散、Web広告等への二次利用、素材の独自調達、各言語の品質管理（ネイティブチェック等）など、本業務の遂行に要する一切の費用を含むものとします。

2 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和8年5月29日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年6月3日（水）正午まで |
| (3) 上記質問に対する回答（最終） | 令和8年6月5日（金） |
| (4) 参加資格確認申請書締め切り | 令和8年6月9日（火）正午まで |
| (5) 参加資格の確認結果の通知 | 令和8年6月11日（木） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和8年6月15日（月）正午まで |
| (7) 企画提案書提出締め切り | 令和8年6月18日（木）17時まで |
| (8) 企画提案競技開催 | 令和8年6月22日（月）午前 |
| (9) 結果通知 | 令和8年6月24日（水）予定 |
| (10) 契約締結 | 令和8年6月30日（火）予定 |

3 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、秋田県知事から参加資格の確認を受けたものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生

手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当しない者

- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (4) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (5) 共同企業体(以下「JV」という。)での参加の場合、代表者は(1)～(4)の全てを満たすこと。構成員については(2)～(4)の条件を満たす者で構成されること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案競技への参加はできません。
- (6) 過去に、国または地方自治体を実施するインバウンド(訪日旅行者)誘客事業において、海外Webメディアを活用した情報発信業務を受託・実施した実績がある者

4 手続き等に関する事項

(1) 問合せ・各種書類提出先

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 (秋田県庁第二庁舎1階)
秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課インバウンド・クルーズ誘客推進室
電話：018-860-2265
FAX：018-860-3868
メールアドレス：Kanko@pref.akita.lg.jp

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「【様式1】実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

- (ア) 受付期間：2実施スケジュールのとおり
- (イ) 受付場所：4の(1)のとおり
- (ウ) 提出方法：電子メールのみ
- (エ) 回答方法：質問及び回答内容を「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」-「コンペ情報」に掲載します。

(3) 参加資格の確認

参加者は、下記の参加資格確認申請書類を提出期限までに(1)宛てに原則電子メール(PDF形式のデータ)で提出してください。(押印不要)

- (ア) 参加資格確認申請書類

【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3】会社概要（様式中の同項目が全て記載された会社パンフレット等既存の資料に代えることができます）

【様式4】事業委託共同体結成届（JV参加の場合のみ）

- (イ) 提出期限：2実施スケジュールのとおりです。提出後、申請書への追加及び変更は認めません。
- (ウ) 期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。
- (エ) 参加資格の確認は、提出期限の日をもって行います。
- (オ) 参加資格の確認結果については、2の実施スケジュールにある期日に、電子メールにより通知します。
- (カ) 参加意思確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消します。

(4) 貸出資料（秋田県の設定ペルソナ）の取扱い

本業務の企画提案にあたり県が設定したターゲットペルソナの基礎資料を貸し出します。

- (ア) 貸出希望者は、「秋田県保有分析資料貸出要領」に基づき「秘密保持誓約書」を提出してください。「秘密保持誓約書」の提出は随時受け付けます。
- (イ) 本資料は秘匿情報であるため、企画提案競技終了後、委託候補者とならなかった者は速やかに「秘密情報廃棄証明書」を提出する必要があります。
- (ウ) 資料の管理不十分により情報が漏洩した場合は、審査の対象外とする場合があります。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。また、都合により辞退する場合には、【様式5】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

- (ア) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。
 - ・提出期限：2実施スケジュールのとおり
 - ・提出場所：4の（1）
 - ・提出方法：電子メールのみ
- (イ) 書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して、書面によりその理由を説明します。

(7) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、次により提出してください。

- (ア) 企画提案書は、【資料2】仕様書を熟読し、貸出資料（ペルソナ）を踏まえたターゲットアプローチを念頭に作成願います。
- (イ) 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判、横書きで、枚数は25ページ以内（表紙・裏表紙除く）とします。（ページ番号を付してください。）
- (ウ) 応募者は、別紙「仕様書」の内容を十分に理解した上で、以下の項目について具体的かつ実現性の高い提案を記述すること。

① 「緩急」をつけた市場別メディア戦略

- ・重点5市場に対し、どの市場に、どのような手法（タレント性のあるKOL、国内在住の海外向けインフルエンサー、海外現地メディア等）で、どれだけの予算を投入するかという明確な理由を提示すること。
- ・全市場への均等配分ではなく、費用対効果の観点から「注力すべき市場」と「維持に留める市場」をどう戦略的に見極めるか（傾斜配分の考え方）を明記すること。

② 秋期から冬期にかけての実施工程と素材の調達・編集方針

- ・第一段階（秋期）における先行した話題化から、第二段階（冬期）の現地取材、そして最終的な「予約や来県といった具体的な行動」へどう誘導するか具体的な道筋を提示すること。
- ・県が用意した既存素材に頼らず、独自のネットワーク等を用いて「見たことのない新鮮な素材」をどのように独自調達（撮影・手配等）し、他県と差をつける魅力的な制作物を作成するかの方針を明記すること。

③ 検索対策と発信内容の質（情報資産化）

- ・制作された記事や動画が、検索エンジンやAI検索において本県の情報が「最も適した回答」として上位に表示され続け、将来にわたる本県の「情報資産」として蓄積されるために、どのような工夫をするかを明記すること。
- ・InstagramやRED等のSNSで生み出した反響を、より詳細な情報が掲載されたWebメディアの記事へと確実に誘導する仕組みを提案すること。

④ 目標（成果指標）達成に向けた具体策と独自の評価指標

- ・記事のPV（閲覧）数やSNSの再生回数といった、本事業において最低限達成すべき定量的な目標値とその達成根拠を示すこと。
- ・それに加え、プロのPR視点から「有力メディアやジャーナリストとの関係構築数」や「実際のメディア招請への誘致数」といったPR活動としての成果（質の高さ）をどのように測定し、約束できるかを提示すること。

⑤ 本県観光資源の「現場」理解と実施体制・リスク管理

- ・一般的な市場の定説をそのまま当てはめるのではなく、秋田県のリアルな現状（地理的制約や現場の声など）をどう理解し、着手後のヒアリング等をどう戦略に反映させるかの考え方を明記すること。
- ・翻訳の細かいニュアンスや最新トレンドへの対応など、受託者の責任でしっかりと構築する品質管理（母語話者による確認等）体制を明記すること。
- ・景品表示法等による不当表示（ステルスマーケティング等）規制への対応手順、炎上対策、天候不良等による行程変更リスクへの備えを提示すること。

(エ) 提出できる企画提案は1案までとします。

(オ) 企画提案の内容を実施するための費用とその詳細な積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事 鈴木 健太 宛）を、会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し作成してください。また、下部に事業責任者、担当者、電話番号及びメールアドレスを記入してください。（押印不要）

(カ) 提出期限及び方法は次のとおりです。

- ・提出期限：2実施スケジュールのとおり
- ・提出方法：電子メールのみ（PDF形式のデータを基本とする）資料については添付せず大容量ファイル転送サービスを利用して送ってください。

(キ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

(ク) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え若しくは追加、又は撤回することができません。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- (ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

県が別に定める委員により構成される企画提案競技審査委員会は、原則として提案者によるプレゼンテーション方式（15分程度を予定）で行います。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額を上回った場合は、審査の対象とはならないものとします。

- ・日時 令和8年6月22日（月）午前予定（参加資格の確認結果通知と合わせて通知します。）
- ・場所 オンライン（Google meet で実施する）

(2) 審査

- (ア) 参加者から提出があった企画提案書をもとにプレゼンテーションをしていただき、審査員の採点及び協議により選出された第1順位者を委託候補者として選定します。審査の結果は、2実施スケジュールのとおり各参加者にメール等により通知します。
- (イ) 審査員は審査票に基づいて採点し、協議します。
- (ウ) 第1順位の委託候補者と、提案内容および見積金額をベースに詳細な仕様調整の協議を行い、合意に達した上で委託契約を締結します。
- (エ) 前項の協議において、県予算や事業目的の観点から、企画提案書に記載された仕様の一部変更や、それに伴う見積金額の調整（減額等）を求める場合があります。
- (オ) 第1順位の委託候補者と仕様や金額等の協議が整わず契約を締結しないときは、次点の者と交渉を行います。
- (カ) 参加者多数により、プレゼンテーションの実施が困難な場合等には、企画提案書による一次審査の実施、または書類審査のみとする場合があります。その場合は、「2（8）企画提案競技開催」の日程の変更等について、参加予定者へ電話・メール等により連絡します。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金について

- (ア) 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項の規定により、契約保証金を納入していただきます。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (イ) 受託者が納入した契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

(2) 企画提案書等の関係

企画提案書等に記載された事項は、【資料2】仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

7 公正な企画競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成し

なければなりません。

- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出書類の取扱い
 - (ア) 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
 - (イ) 提案書等、参加者が提出した提出書類は返却しません。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者に負担していただきます。
- (4) 企画提案等作成に関する一切の経費は、提案者の負担でお願いします。